

告示

埼玉県告示第百五十号

次の表の上欄に掲げる診療所は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急診療所でなくなった。

令和元年六月十四日

埼玉県知事 上田清司

病院		撤回日
名称	所在地	
医療法人大久保病院	埼玉県加須市砂原二百八十六番地一	令和元年六月一日